

判例研究

民法958条の3にいわゆる特別縁故者にあるとされた事例
特別縁故者に分与すべき財産を抗告審において変更した事例

松 本 タ ミ

東京高裁昭和55年4月21日一部決定・一部変更
(東京高裁昭55(ワ)118号財産分与の審判に対する抗告事件)
判時 966号 34頁

〔問題点〕

特別縁故者と認められる場合は？また、抗告審において分与財産を変更することは可能か。

〔事 実〕

被相続人Aは聾啞で心神喪失の常況のまま昭和51年5月5日に43才で相続人なくして死亡した。その生前は、母Bが農業を細々と営みながらAの世話をしていたが、その母Bも昭和50年11月20日に死亡したので、その後はもっぱら、申立人(抗告人)Xが世話や援助をしてきた。

ところで、申立人Xと被相続人Aやその母Bとの関係は、Bの次妹の五女で被相続人Aとは従姉関係にあたる。また、Xは昭和31年頃、Bの事実上の養子となり、以後B方においてAともども三人で同居し、生計を同じくしていた。昭和33年1月Xは婚姻し、Cを婿養子の形で迎えたがBとCが不和となったため、同年5月頃からX・CはB・Aとは別居するに至った。その後BA母娘とは格別の交際もなかったが、昭和49年頃、XがBと偶然路上で出会い、その身なりの粗末さや、年をとった様子から、援助を求められたわけではないが、同情心や同居を二年程でやめたことで自責の念などから、何かと身のまわりの品を届けたり、農作業などの手助をするようになった。それで、XはB・Aらと親密さを回復し、生活上も何かと信頼されるようになった。Xは被相続人Aの病気が再発するとすぐ

に入院させたり、過労で倒れたBの入院や看護のために私財をもってあつた。B A母娘の入院・治療について種々の世話をし、医療費等も支弁し、両名の死亡に際しては葬儀を主宰するなどしてきた。なお、Xが支弁した医療費葬祭関係費用の額は200万円を下らぬ額に達すと推認される。

Bが昭和50年11月20日に死亡し、その所有であつた土地並びに銀行預金はAが相続によりすべて取得した。Aは51年5月5日に死亡したので、Xは同年11月17日被相続人Aの相続財産管理人選任の申立をし、管理人が選任され、その旨の官報公告がなされ、相続人捜索公告の手續が完了（昭和53年4月29日）、被相続人Aの相続人不存在が確定し、Xが同年6月13日に相続の分与を求めたもので、他に訴求する者はいない。

つまり、XはAとの事実上の身分関係、親族関係、生計を同じくして世話をし、その療養看護に努め、葬儀法事等を主宰してきたもので、特別縁故者に当るものであるから、相続財産の分与を求めると主張した。

原審判は、申立人Xは被相続人Aの従妹に当る者であり、僅か2年余りに過ぎなかったが、その母Bの事実上の養子として被相続人とも生計を同じくし、十数年を経たのちに偶然再会したものといいながら、2年前後にわたり被相続人娘・母の療養看護に努めたものであつて、民法958条の3にいわゆる特別縁故者に該当するものと解して妨げないし考え、縁故関係、葬祭等の主宰、その他一切の事情等に照らすとき、本件相続財産のうち①畑地935m²の土地、及び預金を分与すべく、またこれをもって足りるものとするを判示した。

〔抗告理由〕

申立人Xは、特別縁故者に該当する旨の審判、および分与されるべき財産の割合・金額認容程度について不服はないが、分与財産それ自体についての不服申立をした。すなわち、分与の対象となつた①の畑地935m²にかえて、③の宅地793.38m²の分与を求めた。分与申立の理由は、当該宅地には被相続人母娘らの居住していた家屋（老朽化しているがXらが修理したため居住可能）が現存し、その居宅裏手には被相続人らの氏神様を祭る祠が存在し、ゆかりある人々の礼拝の対象となつており、Xは今後も被相続人娘母の法事を行つてゆくうえで不可欠であり、近隣の親類等も望み、期待している。また、財産分与において、財産価値・額・評価については、地目の相違あるが財産的評価については差異をつけがたく、両者には経済的価値に差はないので変更は可能である、旨を主張した。

〔決定理由〕

原告人Xを民法958条の3にいわゆる特別縁故者に該当するものと判断するのは原告と同じ理由である。

原審記録から認定される縁故関係の経緯・内容、相続財産、被相続人の意思、原告人の尽力その他の事情に、当審での申述を総合すると、本件相続財産のうち③の土地及び預金を分与すべく、またこれをもって足りるものとするを相当とする。③の土地は、①の畑地より面積は狭いが、宅地であるため価額はむしろ高く、①の畑地の時価金を相当上回る(①の畑地は700万円程度、③の宅地は1,000万円程度)ことが認められる。③の土地は価路において相当高額なものであるけれども、その故をもってこれを原告人に分与するのを相当でないとする事情は、これを認めるに足る証拠がなく、そのほか記録を精査するも、以上の認定判断を左右すべき事情を認めることはできない。

参照条文 958条の3

〔批評〕

本審判例は、958条の3にいう特別縁故者に該当する事例をあきらかにした点、原告審において申立変更を認めた点、財産分与としては一部分与を認容した事例として意義をもつ。以下本審判例の意義・問題点について研究する。

958条の3は昭和37年の民法改正によって追加されたもので、その機能としては、現行法の相続人の範囲を制限する方向にあって、法律上は相続権者ではないが、事実上は被相続人との間に親密な関係があり、相続人と同様の地位をもちうるような人の保護をするものとして設けられたものである。⁽¹⁾⁽²⁾しかしながら、条文の構成が一般条項で示され、その判断はすべて家庭裁判所の裁量に専制的に属するとされたことから、具体的事例の集積が要求されることになる。

958条の3が「被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者」と表現したことから、「特別縁故者」認定にあたっては、被相続人との具体的な、実質的な事実上の関係の積み重ねから生ずる精神的・心理的、および経済的結びつきといったものの濃淡が判断の基準となるべきで、被相続人とのあいだの血縁・婚縁といったものだけで認定すべきではない。⁽³⁾自然血縁といったものが

(1) 例えば、唄孝一 私法30号155頁。久貴忠彦 判例特別縁故者法6頁以下。

(2) 問題点が多いと指摘するもの少くない。鈴木・唄 人事法II50頁。

(3) 我妻・唄「相続法」判例コメントル 233頁。

重視されることは、わが民法の相続人制限といった近代法の精神が実質的に崩され、時代に逆行することになる。⁽⁴⁾したがって、特別縁故者認定では具体的事実関係の累積の評価の中で縁故の程度が決ってくるといえよう。その意味で、どのような具体的・個々の事実が日々重ねられ、被相続人とのあいだにどのような関係が形成されてきたかを見極めることが要求される。

なお、958条の3にいう相続財産分与請求権は、相続人不存在が確定し、自らが特別縁故者に該当する者であることを申し立て、裁判所の認定のうちに、裁判所の行う分与決定によって具体化する⁽⁵⁾。したがって、申立人は申立前に相続財産分与請求権として法的保護をうける期待権はないと解されている⁽⁶⁾。つまり、該当者は申立権のみ権利として行使することになる。相続財産分与請求によって財産を特別縁故者が取得しうるかは、相続人不存在という形式的・絶対的要件のほかに、申立人が特別縁故者に該当するものであるという裁判所の認定という実質的・相対的要件を備えたるに、裁判所のなす分与判断の是非によって具体化してくる。当該縁故者が要件具備を主張するためには、抽象的な分与請求権——裁判所によって認定されることがさらに必要であるが——が認められていると解すべきであろう。すなわち、当該関係者のもつ抽象的相続財産分与請求権はその実質的機能を裁判所への申立に限られているとしても、その請求権行使の結果、裁判所の認定によりはじめて具体的な財産分与請求権が実現されてくる。当該縁故者に対して申立前の法的保護をどのように確保するかは別として、縁故者の請求のうえに実現化されるものである以上、基本となるべき広い意味の分与請求権は存在すると云える。

ところで、この制度の適用は相続人不存在を前提条件として、事実上の相続人保護、また無私的献身的に被相続人を面倒みてきた人に対する配慮をするものであるが、相続人がいたとしても、法定相続人以上に被相続人に近い縁故者、また事実上の関係をもってきた人もありうる。とくに、今後の高齢化社会の中で、相続人が被相続人と同じ地域、社会にいて、共同体を形成しえないような状況のあるなかで、被相続人とのあいだの特別な関係を評価することが法政策上望まれる場合が多くなると、立法論として絶対的条件である相続人不存在の構造に対する新しい解釈が必要となる⁽⁷⁾。その意味からすれば、縁故者に

(4) 久貴 前掲23頁。

(5) 久貴教授は審判で認容されてはじめて相続寄与分与請求権が形成されるとする。

(6) 久貴 前掲24頁。

(7) 相続人が存在し、相続人のあるものが被相続人に何らかの寄与をする場合、他の相続人と比較して寄与分というものが配慮される。相続人がいて、相続人でないものが

該当する者のもつ請求権の意義づけをどのようにするか、権利性をどのように確定するかはこの制度に新しい一つの方向を与えるものといえよう。

さて、具体的にどのような事情が特別縁故者に該当すると判断されたかその要因について分析しよう。条文は、生計同一、療養看護などを具体的事例として挙げる。被相続人との縁故関係は四つ面の関係から考察できる。すなわち、(A) 身分的つながり、(B) 経済的つながり、(C) 事実的生活的つながり、(D) 精神的心理的つながりに、分かれる。これらのつながりは被相続人の死亡を終点として、生前において、時間的狀態つまり長期的・継続的、短期的・一時的狀態、かなどが分析される。

被相続人との身分的つながりでは、(1) 法律上の親族関係のあるもの、(2) 事実上の婚姻関係にあるもの、(3) 事実上の縁組関係にあるもの、(4) 全くの他人、に分かれる。(2)(3)(4)について過去の関係なのか、被相続人死亡のまで継続的に存在した関係か、が考えられる。この身分的つながりの程度だけで特別縁故者と認めるか否かであるが、判例は法律上の親族関係のみで認定することは相続人を制限する現行法の精神に反するものと示している。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾この身分的つながりを中核として、経済的、事実的生活的、精神的・心理的つながりが複雑緊密に結びあってくるものであるから、これだけをもって縁故関係を認めることは難しい。

経済的つながりは生計同一という表現でその典型が評価されている。「生計同一」には、(1) 被相続人と縁故者が同居し、経済的生活を全く同じくしている場合、(2) 同居はするが、それぞれ個有の経済関係を維持し共同生活をしている場合、(3) 別居生活ではあるが縁故者が被相続人の生計を負担している場合、(4) 別居生活であるが、被相続人が縁故者の生計を負担している場合、とがあり、被相続人と縁故者との経済的つながりの濃淡はそれぞれのケースの程度で判断される。

事実的生活的つながりは条文の文言が示すように「療養看護」といった日常生活での行動がその典型としてあらわれる。この他に、被相続人と縁故者とのあいだの相互扶助行為、

被相続人に寄与する場合、この寄与分の評価はうけえない。相続人存在場の場合は958条の3のこの制度で寄与に対する何らかの評価が可能となる。制度的欠落部分といえるのではなからうか。この不備をカバーすることが考えられないかである。

(8) 縁故を考えると、あくまでも被相続人の意思を考慮にいれるので、死後の関係は一方の側の縁故意識のみによることになるので制限すべきである。

(9) 鹿児島家審昭45年1月20日家月22巻8号78頁。これと反対のもの大阪高決昭44年12月24日家22巻6号59頁。

(10) 久貴 前掲21頁。

農作業への協力などが考えられるが、ここでは単に近隣者や親族における通常の社会生活上にみられるような扶助的行為、特別的継続的行為の積み重ねが評価の対象となると考えられる。

最後に、精神的・心理的つながりは、前三者のつながり形成の中で次第に確立されてくるもので、日々の行動の中から被相続人の意思が推定されることが多い。この精神的・心理的つながりを考察するとき、被相続人の死後の供養法事といった事項から関係づけることは疑問である。すなわち、生前における精神的・心理的關係が被相続人との間は縁故関係をつくり、被相続人の死に際してもそれなりの行為（葬祭主宰）をとらせ、また被相続人もその旨を期待する。それゆえ当然に、精神的・心理的つながりにおいては被相続人の死後の事情を評価することは法の趣旨からも否定される。⁽¹²⁾

ところで本事例では、被相続人と申立人との間には、身分的つながりでは法律上の親族関係の他、事実上の関係（母の事実上の養子としての関係）が短期的ではあるが存在したこと、経済的つながりでは、過去の一時期ではあるが二年間同居生活があり、生計を共にしており、被相続人の母の農業の手助け、その他日常生活での補助的行為の外、被相続人母娘の病気に対しては療養看護に努めたことが認められている。また、被相続人の母との間には信頼関係があり精神的・心理的より所となっていた。そこで、本件では、被相続人及び被相続人の母と申立人との間には特別な縁故関係を認定する場合、条文の文言のいう「生計同一」の事実、あるいは「療養看護」の程度の個々の事情を単独では認定しがたく、全ての事情を考慮することで該当する者を認定している。本事例での認定は当然のことといえよう。特別縁故者認定に当たっては、958条の3の文言で単に「生計同一者」、「療養看護に努めた者」「その他の者」、といった構成で認定され、それぞれの程度の濃淡により縁故の度合が判断される。その認定の度合が財産分与における判断基準となる。つまり、縁故関係が強ければそれに応じた相続財産分与が認められる。特別縁故者認定における事情の判断とそれを前提とする財産分与の認定は相互に関連するし、縁故程度は被相続人とのあいだの関係を相続財産という物との関係におきかえて、分与のために相対的に評価される。

さて、本事例は原審において財産分与請求をし、抗告審では一部分与における分与財産の変更を求めたものである。裁判所は分与について専制的裁量権をもっているのであるから、抗告審において分与されるべき対象物の財産について不服申立をし争いうるかであ

(11) 例えば、岡山家備前出審昭55年1月29日家月32巻8号103頁。

(12) 同旨久貴 前掲145頁。

る。つまり、申立権者は自己が特別縁故者に該当するものであること、その認定がなされた後、何らかの分与を請求するものであって相続財産のどの部分をどのくらいといった特定あるいは限定を行った申立で裁判所を拘束することができるかである。縁故者のもつ相続財産分与請求権が申立時より具体的に効力をもつと考えるのであれば、当事者の期待する範囲についての申立を意味のあるものと解しうが、認定された時にはじめて相続財産分与請求権が形成されると解する場合には、申立権者に分与物の特定権があると解することは難しい。財産分与請求権を行使する縁故該当者の請求は包括的でありさえすればよいと解するのであれば、抗告審において分与物変更を申立することは意味がない。さらに縁故関係をもって財産分与を判断するとき、当該縁故者に分与されるべき財産が縁故者に何らかの結びつきをもつ物であるか否かの判断をどのように考えるかである。当事者間の縁故性ゆえに分与を認める法の趣旨からすれば、分与物に対する縁故性の主張は裁判所の裁量権行使の是非について新しい意義づけをもたらすことになる。その意味で具体的権利の主張の段階である事事審までであれば申立の変更は可能といえよう。

本事例は相続財産分与の請求に対して一部分与を認めた。特別縁故者関係からみた一部分与の理由が示されていない。(本件での相続財産はかなりの金額(1,500万円程度)で、国庫に帰属する財産の評価もかなりの額(700万円程度)にのぼる)。縁故の程度を詳細に判断して特別縁故者が認定されるのであるから、全部分与、一部分与の判断の相違についての理由付けが望まれる。

最後に法政策面から、相続人不存在を前提とすることについての疑問、および縁故者に請求権取得を認める理由づけについて考察する。相続人がある場合、被相続人との間に「生計同一」者、「療養看護に努める」者である相続人は、特別寄与者として評価をうける場合があり、相続財産についての寄与が別に考慮されうる。相続人でない「生計同一」者「療養看護に努めた」者は相続人が存在する場合何ら被相続人に対して分与・寄与の主張が認められない。相続人不存在の場合のみが958条の3で意味をもつ。相続人の有無に関係なく被相続人との間にいわゆる縁故関係をもった者があるとき、状態のことなるこれら三者を衡平にあつかうことはむづかしい。

また、特別縁故者はなにゆえ分与を認められるのかは、相続財産に関連する縁故者の経済的行動の精算関係の合理化があろう。被相続人に対する様々な行為は経済関係の肩替りの場合も多い。また、高齢化社会での老人扶養扶助問題の恒常化は相続問題をもっと合理的なものへと進めることを要求するであろう。精算的考え方、被相続人に対する最終的関

係者の行為の評価が高まれば、この制度の利用のために解釈の工夫が望まれよう。

—1980年11月5日稿—